

警視庁国際犯罪対策課公式 Facebook ページ運用ポリシー

1 目的

本ポリシーは、警視庁国際犯罪対策課公式 Facebook ページ（以下「当ページ」という）の運用に関する事項について定めます。

2 基本方針

当ページは、日本に住む外国人の方が安心安全に暮らすための情報発信を目的として、情報発信及び注意喚起を行うものであり、通報、苦情、要望、意見、相談又は質問には対応しません。

3 当ページについて

(1) 運用者（運用主管課）

警視庁組織犯罪対策部国際犯罪対策課

(2) Facebook ページ名

警視庁国際犯罪対策課

【Metropolitan Police Department ICD】

(3) Facebook ページ URL

<http://www.facebook.com/mpdkokusaihanzaitaisakuka>

4 運用方法

当ページは、警視庁組織犯罪対策部国際犯罪対策課が、以下のとおり運用することとします。

(1) 発信する情報

ア 在留外国人の安全の確保に向けた総合対策にかかる情報

イ 犯罪インフラにかかる投稿に対する注意喚起、加担・被害防止情報

(2) Facebook 機能の利用

ア コメント

当ページにいただいたコメントに対しては、原則として個別の対応は行いません。

イ フォロー

当課は、利用者へのフォローは行いません。但し、政府機関、地方公共団体、都道府県警察、各国大使館、その他公共性の高い機関には、フォローを行う場合があります。

ウ シェア

当課は、原則として利用者へのシェアは行いません。但し、政府機関、地方公共団体、都道府県警察、各国大使館、その他公共性の高い機

関の投稿については、シェアする場合があります。

犯罪インフラにかかる違法・有害情報に関する投稿については、シェアした上で、注意喚起、警告を行います。

(3) 当ページの閉鎖

当ページは、必要に応じて予告なく閉鎖する場合があります。

5 知的財産権

(1) 当アカウントに掲載する情報（以下、「コンテンツ」という。）の著作権は、当課又は正当な権利を有する者に帰属します。

(2) コンテンツについて、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上で認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止します。

(3) コンテンツのうち、第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等により明示することがありますが、当該権利を利用する場合、利用者の責任において、当該第三者から利用の許諾を得てください。

6 免責事項

(1) コンテンツの情報の正確性には細心の注意を払っていますが、これを保障する義務は負いません。このため本ページにおける情報を利用したために、ユーザー又は第三者が被った被害について一切の責任を負いません。

(2) 当課は、当ページに関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその損害又は当ページに関連して生じた利用者と第三者のトラブル若しくはその損害について一切責任を負いません。

7 運用ポリシーの変更について

本ページの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

けい し ちょう こくさいはんざい たいさく か つか かた
【警視庁 国際犯罪 対策課 Facebook ページ】の 使い方の ポリシー (policy)

1 ポリシー (policy) を つく もくてき なん
作った 目的は、何ですか。

けい し ちょう こくさいはんざい たいさく か つか し
警視庁 国際犯罪 対策課が どのように Facebook ページを 使うか 知らせる
ために ポリシー (policy) を つく
作りました。

2 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページで 知らせることは、何ですか。

に ほん す がいこくじん あんしん あんぜん せいかつ
日本に 住んでいる 外国人が 安心・安全な 生活が できるように、いろいろな
じょうほう し とく やく た じょうほう ちゅうい
情報を 知らせます。特に、役に立つ 情報、注意しなければならないことを 知ら
せま。そうだん いけん しつもん こた
せま。相談や 意見、質問などには、答えません。

3 警視庁 国際犯罪 対策課 の Facebook ページのことを おし
教えてください。

(1) だれ か
誰が 書きますか。

けい し ちょう そしきはんざい たいさく ぶ こくさい はんざいたいさく か か
警視庁 組織犯罪 対策部 国際 犯罪対策課が 書きます。

(2) Facebook ページの アカウント (account) は、何ですか。

けい し ちょう こくさいはんざい たいさく か
警視庁 国際犯罪 対策課【Metropolitan Police Department ICD】で
す。

(3) Facebook ページの URL は、何ですか。

<http://www.facebook.com/mpdkokusaihanzaitaisakuka> です。

4 警視庁 組織犯罪 対策部 国際犯罪 対策課は、どのように Facebook ページ
を 使いますか。

(1) じょうほう し
どんな 情報を 知らせますか。

① に ほん す がいこくじん あんぜん せいかつ ひつよう じょうほう
日本に 住んでいる 外国人が 安全な 生活ができるように、必要な 情報を
知らせます。

②外国人を 犯罪 (=法律で 決まっている 悪いこと) から 守るために、注意しなければならぬことを 知らせます。

(2) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページで できること・することは、何ですか。

①コメント (comment)

・コメントを 送ることが できますが、相談や 意見、質問などには、答えません。

・ほかの 人の コメントを 見ることは できません。

②フォロー (follow)

・政府機関、地方公共団体、都道府県 警察、大使館などの アカウントの フォローを することが あります。

・ほかの アカウントの フォローは、しません。

③シェア (share)

・政府機関、地方公共団体、都道府県 警察、大使館などの 投稿 (= Facebook に 書いたもの) を シェアを することが あります。

・外国人を 犯罪から 守るための 投稿の シェアを することがあります。そして、注意しなければならぬことを 知らせます。

・ほかの 投稿の シェアは、しません。

(3) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページは、いつ 終わりますか。わかりません。

お知らせを しないで、警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページが 終わることが あります。

5 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 知的財産権 (intellectual property rights) を 教えてください。

(1) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 情報は、警視庁 国際犯罪 対策課や、正しく 情報を持っている 人などの ものです。

(2) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 情報は、法律で 決まっている 「私的使用のための複製」や 「引用」など 以外は、自由に 使うことが できません。

- (3) 警視庁 国際犯罪 対策課 以外が 正しく 情報を 持っているときは、正しく 情報を 持っている 人などの 名前を 書きます。警視庁 国際犯罪 対策課 以外の 情報を使いたいときは、正しく 情報を 持っている 人などに 使うことが できるか どうか、確認してください。

6 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 責任を 教えてください。

- (1) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 情報が 正しいか どうか、確認していますが、間違っても、責任を 取りません。警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページの 情報を使って 問題が 起きても、責任を 取りません。
- (2) 警視庁 国際犯罪 対策課の Facebook ページに 関係が あることで 問題が 起きても、責任を 取りません。

7 警視庁 国際犯罪 対策課 Facebook ページの 使い方の ポリシーは、変わる ことがありますか。

はい。あります。

お知らせを しないで、警視庁 国際犯罪 対策課 Facebook ページの 使い方の ポリシーが 変わることが あります。